

阿南市要綱第63号

阿南市窓口サービス改善委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿南市の窓口業務において、市民の多様化及び複雑化したニーズに対応できる窓口サービスを提供することを目指し、窓口サービスの改善についての必要事項を検討するために、阿南市窓口サービス改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、調査審議する。

- (1) 窓口業務の運営に関すること。
- (2) 窓口業務における各課等の連携に関すること。
- (3) 業務の簡素化及び効率化を通じた窓口担当職員の業務負担の軽減に関すること。
- (4) 窓口業務のオンライン化の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、窓口サービス改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が委員会を欠席する場合には、当該委員の

代理者の出席を求めることができる。

- 3 委員長は、議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会における所掌事項について専門的かつ幅広い視点から検討を行い、委員会の討議に資するため、委員会に阿南市窓口サービス改善作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員には委員が指名した所属職員をもって充てる。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、委員会に付議すべき議案の調整、委員長の命を受けた事案の処理及び部会員から問題提起のあった事案の検討を行う。
- 3 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部 人事課長

企画部 企画政策課長

企画部 DX推進課長

総務部 総務課長

総務部 税務課長

市民部 市民生活課長

保健福祉部 介護保険課長

保健福祉部 保健センター所長

保健福祉部 保険年金課長

保健福祉部 福祉事務所地域共生推進課長

保健福祉部 福祉事務所生活福祉課長

保健福祉部 福祉事務所こども未来局こども支援課長

保健福祉部 福祉事務所こども未来局こども保育課長

会計課長

水道部 水道課長